

厚生労働科学研究費補助金（障害者政策総合研究事業）
総括研究報告書

身体障害者補助犬使用希望者の訓練の効果測定のための研究

研究代表者	清野 絵	国立障害者リハビリテーションセンター	室長
研究分担者	小澤 温	筑波大学	教授
研究分担者	山本 真理子	帝京科学大学	講師
研究協力者	飛松 好子	国立障害者リハビリテーションセンター	顧問
研究協力者	石川 浩太郎	国立障害者リハビリテーションセンター	医長
研究協力者	大塚 栄子	植草学園大学	講師
研究協力者	菊地 尚久	千葉県千葉リハビリテーションセンター	センター長
研究協力者	佐々木 貴代	日本赤十字社医療センター	副看護師長
研究協力者	高柳 友子	一般社団法人日本身体障害者補助犬学会	理事
研究協力者	田中 雅之	名古屋市総合リハビリテーションセンター	自立支援部長
研究協力者	千葉 俊之	(株)オプトヘルスコミュニケーションズ	代表
研究協力者	中澤 若菜	神奈川リハビリテーション病院	ソーシャルワーカー
研究協力者	永田 夏代	(株)湘南ユニテック	看護師
研究協力者	渡邊 学	東京大学	特任教授

研究要旨

本研究では、ニーズや適性のある障害者に適切に補助犬のサービスが提供されるよう事業者のサービスの質を確保することを目的とする。本研究は、次の3つから構成された。

(1) 障害者評価に関する研究：補助犬に関する情報提供について文献調査と都道府県の実態調査を行った。文献調査の結果、障害者への情報提供が充分でない、理解促進や普及啓発の取組が少ない課題が示唆された。都道府県調査の結果、補助犬、使用希望者への説明、育成事業、相談窓口という基本情報が十分に提供されていない課題が明らかになった。また、補助犬の相談窓口は都道府県によって異なっており、提供されている情報や対応に差がある可能性が示唆された。

(2) 法令検証に関する研究：他制度との比較検討等を行い、今後の法制度のあり方を検討した。その結果、指定基準に関しては、利用者と補助犬とのマッチングを含めた支援が可能な施設を指定できるような基準が必要であることが示された。指導監査に関しては、現実に即した実効性のある監査の方法を検討する必要がある。補装具費支給制度との比較では、障害者自身の生活背景や障害の状況、それに合わせた補助犬以外の支援に関するアドバイスが不十分ではないかという指摘がみられた。補助犬利用に関する制度の情報提供や相談支援に関しては、全国一律のフレームワークに沿ってアセスメントが進められることは困難なことから、訓練施設・事業者の理念や担当訓練士によって差が生じる課題がみられた。

(3) 訓練・認定の評価、フォローアップに関する研究：補助犬使用（希望）者と補助犬の合同（共同）訓練、認定、フォローアップの適切なあり方について検討した。また、訓練事業者、指定法人、都道府県等を対象に得られた知見を普及した。調査の結果、補助犬使用（希望）者と補助犬の合同（共同）訓練、認定、フォローアップについて、明確な基準が存在しないことで、補助犬の制度が正しく運用されていない一面が見られた。一連の手続きが明確となり、訓練事業者や指定法人間で統一されていることが必要であると考える。

A. 研究目的

身体障害者補助犬（盲導犬、介助犬、聴導犬：以下、補助犬）については、2002年に施行された身体障害者補助犬法（以下、補助犬法）の施行後20年が経過したが、障害者福祉施策の構造が変化する中において、訓練基準や認定基準、認定を行う指定法人の指定基準等が不明確であり、補助犬の質および管理状況にばらつきが生じる恐れが指摘されている。そして、使用希望者の適性や、補助犬と使用希望者の評価方法については明確な基準がなく、訓練事業者や認定を行う指定法人によりばらつきがあることが、先行研究や各種検討会等において指摘されている。また、認定後は訓練事業者及び指定法人が定期的にフォローアップすることが規定されているが、その方法についても明確な基準がなく、対応にばらつきがあることが課題として残されている。さらに、現行制度では、行政機関が事業者を評価する基準が整理されておらず、事業者のサービスの質の担保が課題となっている。

以上から、本研究では、ニーズや適性のある障害者に適切に補助犬のサービスが提供されるよう事業者のサービスの質を確保することを目的として、①障害者評価：補助犬が適性のある障害者に適切に提供されるよう補助犬使用希望者への情報提供の実態を調査した。②法令検証：他制度との比較検討等を行い、今後の法制度のあり方を検討した。③訓練・認定の評価、フォローアップ：補助犬使用（希望）者と補助犬の合同（共同）訓練、認定、フォローアップの適切なあり方について検討した。また、訓練事業者、指定法人、都道府県等を対象に得られた知見を普及した。

B. 研究方法

1. 障害者評価に関する研究

（1）文献調査

補助犬の事業や障害者への情報提供について、国内の文献を網羅的に調査し、その事業の実態と課題をレビューした。

（2）都道府県の情報提供体制の調査

都道府県の公式ホームページ（以下、HP）における、補助犬に関する情報提供の実態を調査した。都道府県のHPのホームページにあるキーワード検索で、キーワードを「補助犬」として検索を行った。

2. 法令検証に関する研究

社会福祉法人や福祉サービスの指導監査等における根拠法令や自治体のホームページ等の情報の分析、および、補助犬の育成に関わる指定法人の関係者（3名）、補助犬の利用者等（8名）からのヒアリング等より、評価の方法や基準等についての文献整理と調査を行った。そして、（1）指定基準に関しての検討、（2）補装具費支給制度・日常生活用具給付等事業との比較、（3）補助犬利用に関する制度の情報提供や相談支援に関しての検討を行った。

3. 訓練・認定の評価、フォローアップに関する研究

（1）文献調査

検索エンジンにて、検索ワードを用いて検索した。合わせてハンドサーチにより関連する報告書等を検索し、抽出された文献をもとに使用（希望）者と補助犬の合同（共同）訓練および認定の内容と評価基準、さらにフォローアップの時期や頻度、内容等

の現状を調査した。

(2) 補助犬使用者への調査

補助犬使用者を対象に、補助犬との合同（共同）訓練の内容、認定の実際、フォローアップの時期・頻度・内容と満足度を把握した。調査はアンケート調査、ならびにヒアリング調査を行った。

(3) 訓練事業者への聞き取り

みずほ総研による「身体障害者補助犬の訓練・認定の実態に関する調査研究報告書」（2019）をもとに、補助犬と生活する障害者の自立と社会参加に向けて適正に訓練事業を行っていると考えられる団体のうち3団体を抽出し、現在行っている手続きについて聞き取りを行った。

(4) ガイドブックの普及

2019-2020年度に実施した厚生労働行政推進調査事業「身体障害者補助犬の質の確保と受け入れを促進するための研究」にて作成した他業種向けの補助犬ユーザー受け入れガイドブックの普及に向けて、オンラインでの公開準備、ならびに配布資料の印刷を行った。

（倫理面への配慮）

障害者評価に関する研究は、個人情報を対象としていないため、倫理面への配慮が必要な研究には該当しない。法令検証に関する研究および訓練・認定の評価、フォローアップに関する研究については研究者が各所属機関の研究倫理審査委員会の承認を得て実施した。

C. 研究結果

1. 障害者評価に関する研究

(1) 文献調査

補助犬の運用については、現在は都道府県で「地域生活支援事業」における「身体障害者補助犬育成事業（以下、育成事業）」として実施されている（厚生労働省）。しかし、補助犬の使用希望者である障害者への補助犬や手続きについての情報提供が充分でない、理解促進や普及啓発の取組が少ないという制度の入口に課題が指摘されている（みずほ情報総研株式会社，2019・日本補助犬情報センター，2019・社会システム株式会社，2020）。

(2) 都道府県の情報提供体制の調査

47 都道府県の公式ホームページを調査した。その結果、補助犬、使用希望者への説明、育成事業、相談窓口の基本情報について記載がない都道府県があるという課題が明らかになった。次に、補助犬の相談窓口の担当先は、「都道府県の障害福祉課」が8ヶ所で最も多かった。他は、「都道府県の障害福祉課・市町村の障害福祉担当窓口の併記」「都道府県の障害者社会参加推進センター」「都道府県の障害者団体連合会」「都道府県の盲導犬協会」「身体障害者更生相談所」等であり、都道府県によって異なっていた。また訓練事業者が相談窓口になっている場合が見られた。相談先が多様であるため、相談者への対応や情報提供の内容に差がある可能性がある。また、訓練事業者が相談先となっていることについては、潜在的使用希望者の適性の評価や手続き上の課題が生じていないか、実態を把握する必要があることが示唆された。

2. 法令検証に関する研究

(1) 指定基準に関して（文献・資料の検討）

盲導犬訓練施設、介助犬訓練事業、聴導犬訓練事業の運営および指定基準の内容は、盲導犬訓練施設の指定基準に関しては、国家公安委員会規則第17号に規定され、次の4点である。①盲導犬として必要な訓練をする業務、認定する業務（盲導犬訓練業務等）の実施に関し適切な計画が定められていること、②盲導犬訓練業務等を行う施設が訓練士等として必要な知識、技能を有するものが置かれ、必要な設備を備えていること、③必要な経理的な基礎を有すること、④盲導犬訓練業務等が不公平になるおそれのないこと。介助犬訓練事業、聴導犬訓練事業の指定基準に関しては、身体障害者補助犬法施行規則第7条に規定されて、次の6点である。①適正な法人運営、業務が適性に実施されていること、②身体障害者補助犬の訓練の業務または研究の業務を適正に行っていること、③必要な経理的な基礎を有していること、④身体障害者補助犬の認定業務が不公平になるおそれがないこと、⑤必要な知識経験等を有する者により構成された審査委員会を設置していること、⑥苦情解決のための体制が整備されていること。

(2) 補装具費支給制度・日常生活用具給付等事業との比較（関係者・利用者等ヒアリング調査）

補装具費支給制度との比較では、相談窓口として更生相談所等がその業務にあたりとされている。しかし、盲導犬において盲導犬希望者は直接訓練事業者に相談するこ

とが一般的にみられた。聴導犬も同様で、視覚・聴覚障害者自身の生活背景や障害の状況、それに合わせた補助犬以外の支援に関するアドバイスが不十分ではないかという指摘がみられた。

(3) 補助犬利用に関する制度の情報提供や相談支援に関して（関係者・利用者等ヒアリング調査）

補助犬利用に関する制度の情報提供や相談支援に関しては、盲導犬・聴導犬希望者は直接訓練事業者に相談することが一般的であった。しかし、全国一律のフレームワークに沿ってアセスメントが進められることは困難なことから、訓練施設・事業者の理念や担当訓練士によって差が生じる課題がみられた。

3. 訓練・認定の評価、フォローアップに関する研究

(1) 文献調査

補助犬使用（希望）者と補助犬の合同（共同）訓練、認定、フォローアップの現状に関する調査は少なく、主に介助犬と肢体不自由者を対象とするものであった。介助犬の認定過程や介助犬が肢体不自由者に及ぼす影響の評価について、医療（福祉）専門職の関わりが重要であることが示唆されている。一方、盲導犬に関する文献は限定的であり、聴導犬に関する文献は抽出されなかった。また、2019年のみずほ総研の報告では、現状の手続きに複数の課題が指摘されている。

(2) 補助犬使用者への調査

50名の補助犬使用者（盲導犬使用者40

名、介助犬使用者4名、聴導犬使用者6名)からアンケート調査を実施した。さらに協力の得られた30名へのヒアリング調査を実施した。概ね一連の手続きに満足しているという回答であるが、一部の使用者からは、共同(合同)訓練の手順や到達目標(習得すべき事項)について十分な説明がなかった、認定の過程が不明瞭であった、フォローアップを受けたことがない、補助犬貸与後に補助作業にニーズの変化があったものの訓練事業者からの介入はなかったとの報告があった。

(3) 訓練事業者への聞き取り

3団体(盲導犬、介助犬、聴導犬事業者、各1団体)を対象に現行の手続きについて聞き取りを行った。いずれの団体も自宅訪問を含めた複数回のやり取りを通して、補助犬希望者の適性評価を丁寧に実施していた。また、団体内外(指定法人の専門職を含む)の医療・福祉専門職や使用者のサポートを専門とする者が介入して補助犬の適応を評価することはもちろん、補助犬との生活以前に補助犬を使用するための基本的な生活や環境を整えるためのリハビリテーションの重要性も指摘していた。

(4) ガイドブックの普及

ガイドブックをより多くの方に利用してもらうためにオンラインでの公開をした。資料は一般社団法人日本身体障害者補助犬学会、および厚生労働省のホームページにて公開した。閲覧した訓練事業者、企業からはわかりやすくかつ詳細な記載があるとの好評な評価を得た。また多言語での翻訳もあり、補助犬学会発進のSNSからも閲覧

数が増えた。

D. 考察・結論

1. 障害者評価に関する研究

文献調査の結果、補助犬の利用希望者である障害者への補助犬や手続きについての情報提供が充分でなかったり、理解促進や普及啓発の取組も少なく、制度の入口に課題があることが示唆された。したがって、現状では、本来は補助犬が適応となる障害者に、補助犬使用を検討するための情報が届いていない可能性がある。

都道府県のHPにおける情報提供の実態調査の結果、補助犬、利用希望者向け、育成事業、相談窓口のような基本情報について記載がない都道府県があることが明らかになった。潜在的利用希望者や利用希望者に必要な情報が十分に整理、提供されていない可能性が考えられた。利用希望者への情報について都道府県により説明や用語が多様であることが示唆された。補助犬の相談窓口の担当先は、都道府県によって異なっており、訓練事業者が相談窓口になっている場合が見られた。相談者への対応や情報提供の内容に差がある可能性がある。また、訓練事業者が相談先となっていることについては、課題が生じていないか、実態を把握する必要があると考える。今後、都道府県の「地域生活支援事業」における補助犬の利用手続の情報提供や、潜在的な利用希望者への補助犬の普及啓発について基盤となる基礎的な情報やあり方を明らかにしていくことが期待される。

2. 法令検証に関する研究

指定基準に関しては、ヒアリングでは、

補助犬中心の基準が強く、利用者中心の基準に変えていく必要が指摘されている。利用者である障害者の障害特性、生活状況、社会参加の意味付け等における補助犬の果たす役割を検討した上で、利用者と補助犬とのマッチングを含めた支援が可能な施設を指定できるような基準が必要であることが示された。

指導監査に関しては、訓練事業者には指導監査が入るが、指定法人は厚労省が指定し一度指定を受けると更新や監査がないことが課題として挙げられていた。現実には即した実効性のある監査の方法を検討する必要がある。

補装具費支給制度との比較では、障害者総合支援法に基づく補装具費支給制度では、相談窓口として更生相談所等がその業務にあたりとされている。しかし、盲導犬においてはこの制度には乗らず、盲導犬希望者は直接訓練事業者に相談することが一般的であった。聴導犬も同様で、視覚・聴覚障害者自身の生活背景や障害の状況、それに合わせた補助犬以外の支援に関するアドバイスが不十分ではないかという指摘がみられた。「補装具」に補助犬すべてを含め、障害者総合支援法に基づく補装具費支給制度に一元化を図る必要性が示された。

補助犬利用に関する制度の情報提供や相談支援に関しては、盲導犬・聴導犬希望者は直接訓練事業者に相談することが一般的であった。しかし、全国一律のフレームワークに沿ってアセスメントが進められることは困難なことから、当然訓練施設・事業者の理念や担当訓練士によって差が生じる。障害者への相談は医療福祉施設・行政窓口の専門職が担う必要性が示された。

3. 訓練・認定の評価、フォローアップに関する研究

補助犬使用者の調査から、補助犬使用(希望)者と補助犬の合同(共同)訓練、認定、フォローアップについて、明確な基準が存在しないことで、補助犬の制度が正しく運用されていない一面が見られた。補助犬と生活する使用者の自立と社会参加が正しく行われるためには、一連の手続きが明確となり、訓練事業者や指定法人間で統一されていることが必要であると考えられる。

E. 健康危険情報

該当なし

F. 研究発表

1. 論文発表

- 1) 山本真理子、佐藤亜樹、高柳友子. (2021) 賃貸住宅における補助犬使用者の受け入れについて. 日本補助犬科学研究, 5: 10-17.

2. 学会発表

- 1) 清野絵. 身体障害者補助犬を使用する障害者の需要推計方法の検討と試算. シンポジウム. 日本身体障害者補助犬学会第13回学術大会. 2021. 11. 21. (オンライン)
- 2) 小澤温. 身体障害者補助犬の質の確保と受け入れを促進するための研究報告. シンポジウム. 日本身体障害者補助犬学会第13回学術大会. 2021. 11. 21. (オンライン)
- 3) 山本真理子. 補助犬使用者の施設等への受け入れに関する研究: 受け入れガイドブックの作成. 日本身体障害者補

助犬学会第13回学術大会. 2021. 11. 21.
(オンライン)

G. 知的財産権の出願・取得状況

該当なし

H. 引用文献

1. 厚生労働省. 身体障害者補助犬の概要
・利用方法.
(<https://www.mhlw.go.jp/bunya/shougaihoken/hojoken/gaiyo.html>,
2022. 5. 19.)
2. みずほ情報総研株式会社 (2019) 身体障害者補助犬の訓練・認定の実態に関する調査研究報告書, みずほ情報総研株式会社.
(<https://www.mhlw.go.jp/content/12200000/000521734.pdf>, 2022. 5. 19.)
3. 日本補助犬情報センター (2019) 2017 (平成 29) 年度身体障害者補助犬育成促進事業等実施実態調査結果, 日本補助犬情報センター.
4. 社会システム株式会社 (2020) 身体障害者補助犬の普及・啓発のあり方に関する調査研究, 社会システム株式会社.
(<https://www.mhlw.go.jp/content/12200000/000653482.pdf>, 2022. 5. 19.)